

(案)

平成24年8月3日

岡山県知事 石井 正弘 殿

岡山県地方独立行政法人評価委員会  
委員長 末長 範彦

### 意見書

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの役員報酬等の支給の基準の変更について、地方独立行政法人法（以下、「法」という。）第49条第2項の規定に基づく岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の意見は下記のとおりである。

### 記

- 1 法第49条第2項の規定に基づく評価委員会の意見  
法第48条第2項に規定する役員報酬等の支給の基準の変更については、適当と認められる。
- 2 参考意見  
委員の一人から、公的機関であるため、役員報酬等の支給額の増額調整は、月例年俸において行うことを基本とし、業績年俸にも生活給と業績給の性格があるため、業績年俸の調整は業績年俸全体に対し100分の50までとすべきとの意見があった。